

「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例」の一部改正に対する市民の皆様からの御意見と御意見に対する本市の考え方について

1 市民意見募集の結果

(1) 実施期間

平成25年12月4日（水）～平成26年1月6日（月） 34日間

(2) 御意見数

区 分	御意見数
今回規定する条例に共通する独自基準に関するもの	1件
地域包括支援センターのみに適用する独自基準に関するもの	4件
その他	2件
合 計	7件

2 御意見の内容と本市の考え方

(1) 今回規定する条例に共通する独自基準に関するもの（1件）

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
暴力団排除については，市民が安心して暮らすために大切なことである。	1	市民の皆様が安心・安全に介護保険のサービスを御利用いただけるよう，引き続き，取組を推進してまいります。

(2) 地域包括支援センターのみに適用する独自基準に関するもの（4件）

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
国基準を上回る人員配置を条例化することについて，賛成である。高齢者福祉の要となる地域包括支援センターの更なる充実を図って欲しい。	4	本市に暮らす高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための仕組みである「京都市版地域包括ケアシステム」の中核機関として，引き続き，地域包括支援センターの体制の充実に取り組んでまいります。

(3) その他（2件）

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
介護予防を推進するために，医療機関の近くに市民スポーツセンターを併設する等の工夫をすることが望ましいのではないか。	1	本市におきましては，地域の介護予防の拠点として，市内12箇所に地域介護予防推進センターを設置し，地域の身近な場所への出張による介護予防プログラムの提供のほか，地域での自主的な介護予防に関する活動支援を行っております。

		<p>引き続き、地域介護予防推進センターを中心として、高齢者の皆様が、できる限り介護を必要とせず、いつまでも元気に暮らし続けられるよう、介護予防の取組を推進してまいります。</p>
<p>居宅介護支援事業所の人員配置基準について、利用者数12人につき1人以上の配置とし、利用者の状態に応じて週に2～3回の買い物支援を行う等、サービス提供の充実を図るべきではないか。</p>	<p>1</p>	<p>御意見にあります買い物支援等、利用者への直接的な支援は、訪問介護事業所（ホームヘルプサービス）等によりサービスが提供されており、利用者の状態等に応じて適切な頻度で御利用いただくこととなっております。</p> <p>なお、居宅介護支援事業所は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、これらサービスの種類や内容、利用頻度等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービスを提供する訪問介護事業所等との連絡調整等を行うサービスとなります。</p>